

国民健康保険料の障害者減免廃止にかかる経過措置について

2023/8 市民部

1. 現行の障害者減免制度（箕面市独自制度）

項目	内容
対象世帯	障害者手帳所持者を含む国保加入世帯（世帯の年間所得500万円以下）
減免率	障害等級・世帯所得に応じ、4～40%
対象数	約1,400世帯
減免総額	約40,000千円/年（一般会計から繰入）

2. 障害者減免制度を取り巻く状況

(1) 広域化により廃止

- ・国保制度広域化に際し、障害者減免制度は取り入れられなかった。
- ・市町村独自の減免制度は一切認められない。
→広域化により、国保制度としての障害者減免制度は廃止となる。

(2) 府内他市の状況

- ・令和4年5月時点において、府内では本市のほかに4市（河内長野市、豊中市、東大阪市、四條畷市）が国保料の障害者減免を実施しているが、令和5年度末ですべて廃止予定（給付制度への移行や経過措置もなし）

3. 障害者減免制度廃止後の対応

(1) 「受益と負担の公平性の原則」

- 国保の広域化は、「『大阪府で一つの国保』の考え方の下、被保険者間の受益と負担の公平性の確保」が根幹であり、障害者であっても原則の外には位置づけられない。

(2) 広域化に向けた府内他市の状況

- すべての市町村の障害者減免を含む独自減免制度は廃止が予定されており、一般福祉施策への移行も経過措置もない。

(3) 福祉施策としての公平性・整合性

- 一般福祉施策としての給付は、福祉施策全体の中での公平性・整合性が求められることから、国保加入者だけを対象として継続的な給付すべき理由が認められないため、激変緩和を目的とした経過措置のための時限的な給付とする。

4. 障害者減免制度廃止にかかる激変緩和措置（案）

【骨子】

- ・障害者減免制度は、令和5年度までは現行の枠組みで減免を継続し、国保が完全広域化となる令和5年度末をもって廃止
- ・ただし、令和6年度から3年間、経過措置として時限的な給付を実施

【時限的給付の枠組み】

項目	内容
期間	令和6年度から令和8年度の3ヶ年
対象世帯	令和5年度に障害者減免を受けていた世帯 ※ただし、保険料に滞納のある世帯を除く
給付額	令和5年度の減免額を基準額とし、経過措置期間中に逡減 ※令和5年度の月途中加入者は、基準額を年額に置き直して算定 ※基準額に対する給付率 R6:70%、R7:50%、R8:30%、R9:全廃
給付方法	本算定賦課以降に毎月給付し、国保脱退時に停止 ※支給対象年度において資格喪失した場合は、資格のあった月まで支給対象として給付額を再計算し、過不足分を精算する。

5. 障害者市民施策推進協議会関係者への説明について

- ・令和4年11月から説明の場を3回持ち一定の説明は終了
- ・3回目の今年3月には、上記1の3年間の経過措置案の内容について説明

6. 今後のスケジュール

- ・令和6年度当初予算計上
- ・令和5年度条例改正